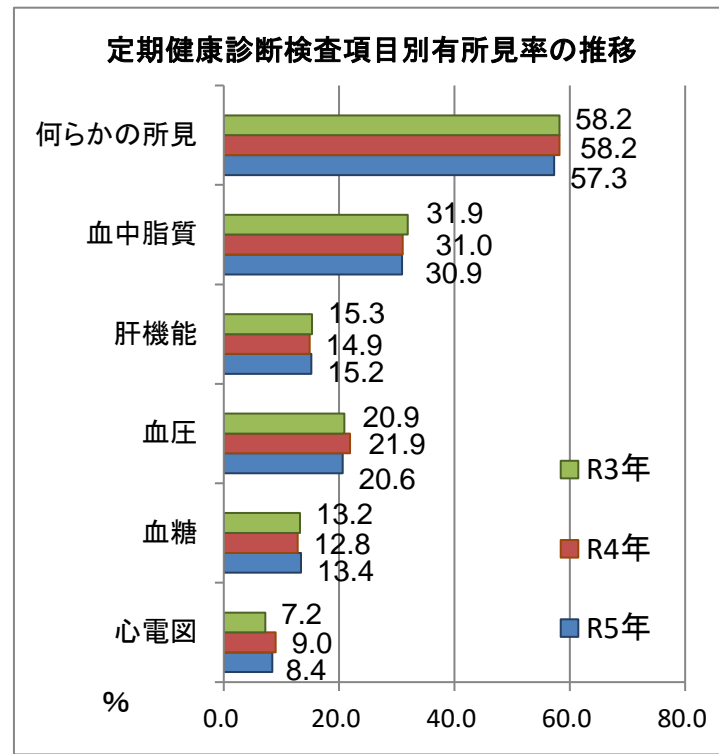


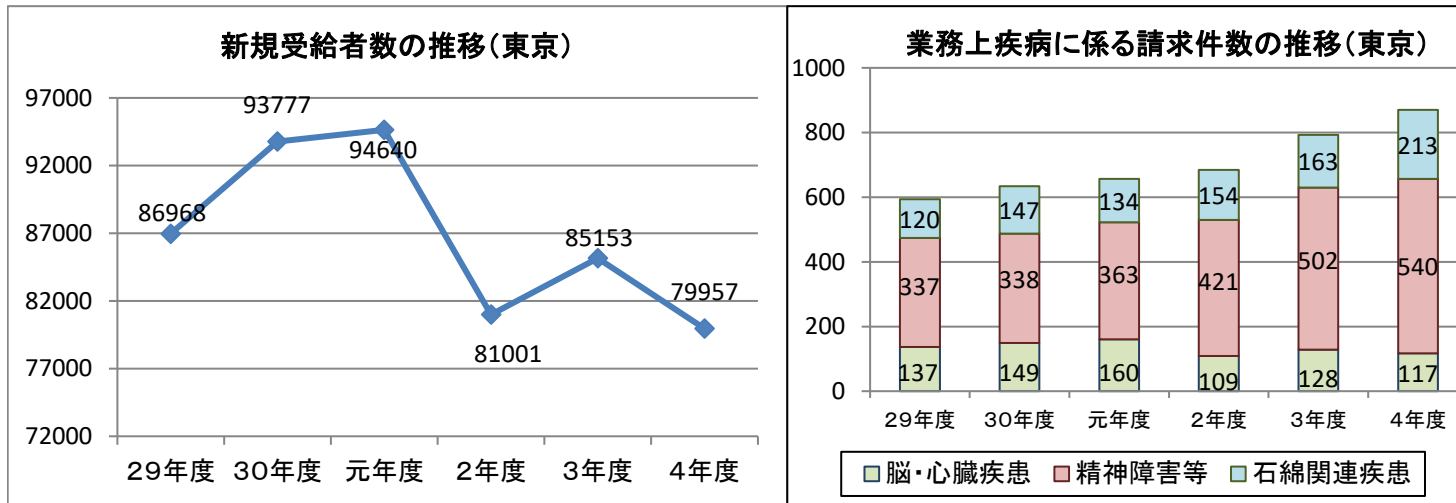
とりくみ

- 労働者の健康確保対策のため、健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットが見える化し、経営層に対する意識の啓発を図ります。
- 化学物質による健康障害防止対策（化学物質に関する管理体制の強化、リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化、特殊健康診断の実施頻度の緩和等の周知等）の取組の推進を図ります。
- 改正石綿障害予防規則の周知や石綿除去に係る事前調査結果報告制度の確実な実施や石綿の飛散・ばく露防止対策の取組の推進を図ります。
- 労働者の健康管理対策として、事業場における労働衛生管理体制の確立、健康診断及び事後措置等の実施の徹底を図り、小規模事業場に対しては、西多摩地域産業保健センターの利用を促進します。
- 職場における腰痛、熱中症等の予防対策を推進します。



IX 労災補償対策

労災保険は、原則として労働者を使用するすべての事業場に適用され、業務上の災害又は通勤災害による労働者の負傷・疾病・障害・死亡等に対して、被災労働者やその遺族のために必要な保険給付を行う制度です。



とりくみ 労災保険の窓口において、懇切・丁寧な相談対応に努めます。

- 被災された労働者の方からの療養や休業、後遺障害等に関する労災請求、ご遺族の方からの労災請求について、迅速な事務処理かつ認定基準等に基づいた適正な認定を行います。
- 石綿関連疾患及び新型コロナウイルス感染症事案の労災請求について効率的な調査を行い、適正な給付のために労災請求の勧奨を進めていきます。
- 脳・心臓疾患、精神障害等の労災請求について、迅速・公正な処理を行うとともに、関係部署へ速やかに情報提供を行うことにより、適正な労働時間の把握の徹底を図ります。
- 労働保険に係る電子申請及び労働保険料の口座振替制度の利用促進について広報活動を行います。
- 労働保険の未手続事業一掃に向けてハローワーク青梅と連携して効果的な適用促進を行います。

発行者：青梅労働基準監督署

〒198-0042 青梅市東青梅2-6-2



青梅労働基準監督署のとりくみ 2024年度版

安心して働き活躍できるTOKYOへ

I 管内の概況



当署の管轄区域は、青梅、福生、羽村、あきる野の4市と西多摩郡全域（瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町）で、東京都の西北部に位置します。

管轄区域の総面積は572.7 km²あり、東京都の約27%（特別区の約93%）にあたります。

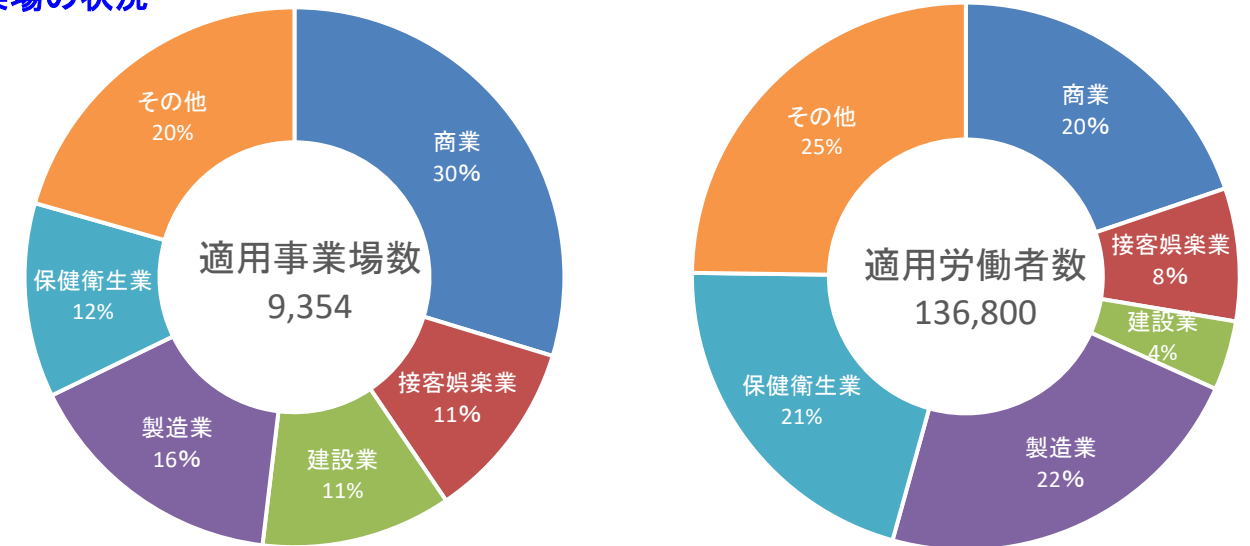
管内の人口は、約379,314人となっています（令和6年1月1日現在）。

管内は、かつて「青梅夜具地」の名で知られた繊維産業を主とした軽工業地帯でした。しかし昭和40年代になると青梅東部地区から羽村、福生にかけての平野部に工業団地が造成され、大企業の工場や機械金属製品製造業が相次いで進出し工場地帯へと変貌しました。また、あきる野、瑞穂地区にも工業団地が設けられ大企業が進出し、周辺には中小企業の工場も新設されました。

そして、近年では、製造業の移転等により非工業的業種の比率が増加しています。特に複数の電気機械器具製造を行っていた大規模工場が撤退し、その跡地には物流倉庫や医療系研究施設等が新たに設置されています。

青梅周辺の丘陵地域には老人ホーム等の社会福祉施設が多く、山間部には林業、採石業等の産業もあります。また、管内西部地域は大半が秩父多摩甲斐国立公園等に指定されており、奥多摩湖・御岳山等景勝地が多く、都民のオアシスとして大勢の観光客で賑わっています。

II 事業場の状況



当署の適用事業場数は9,354件、適用労働者数は136,800人で、行政需要は圏央道の東側に多くなっています。事業場数では商業・接客娯楽業が全体の40%を占める一方、製造業に従事する労働者数が最も多い構成となっています。（総務省・経済産業省「令和3年経済センサス・活動調査結果」）。

管内には圏央道の3つのICがあり、これらのIC付近には物流拠点の整備が計画されているため、道路貨物運送業の増加が見込まれます。また、ショッピングモールを擁する郊外型の大規模小売店も出店しています。

Ⅲ 改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底

とりくみ

- 1 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る業務上疾病を発生させた事業場に対する監督指導を強化し、労働基準関係法令違反が認められるものについては厳正に対処します。
- 2 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するためには、労働時間の状況を適正に把握することが前提となることから、引き続き、あらゆる機会を通じて、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」および「安衛法第66条の8の3（労働時間の状況把握義務）」の周知及び徹底を図ります。

Ⅳ 中小企業及び令和6年度適用開始業務等の事業場に対する改正労基法等の周知及び支援

とりくみ

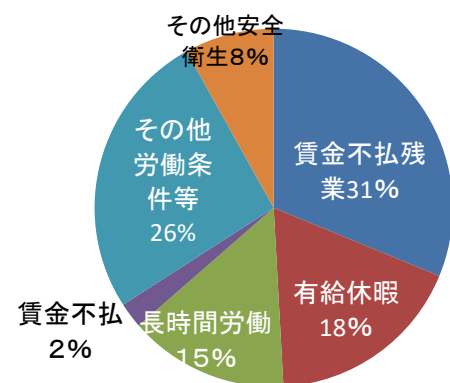
- 1 令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された建設業、自動車運転者、医師について、法令の趣旨・内容の理解を促し、長時間労働抑制等に向けた自主的な取組が促進されるよう、集団指導及び説明会並びに個別訪問を実施する等により、きめ細やかに改正労基法等の周知及び支援を実施します。
- 2 署内に「労働時間相談・支援コーナー」を設けて、電話や来署等による労働時間制度全般の各種相談にきめ細やかに対応します。

Ⅴ 一般労働条件の確保・改善等

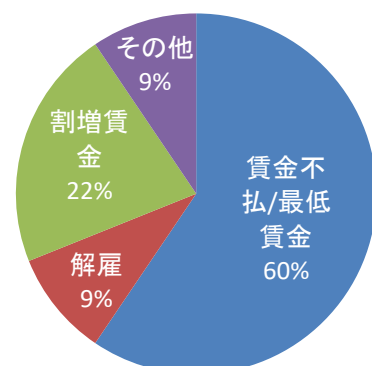
とりくみ

- 1 労働条件の明示など、事業場において基本的な労働条件の枠組み及び管理体制を確立させ、これを定着させることができるよう、労働基準関係法令の遵守の徹底を図ります。
- 2 相談者へ懇切・丁寧な対応を行うとともに、賃金不払い、解雇等の申告事案については優先的に監督指導を行い、迅速かつ的確な処理を行います。
- 3 企業倒産等による賃金不払事案については、不正受給防止にも留意しつつ、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用を図り、労働者の速やかな救済を図ります。
- 4 障害者である労働者、介護労働者、自動車運転者、外国人労働者・技能実習生等の労働条件の確保に努めます。

R5年度 投書等割合(内容別)



R5年度 申告事項



Ⅵ 最低賃金の周知と履行確保

とりくみ

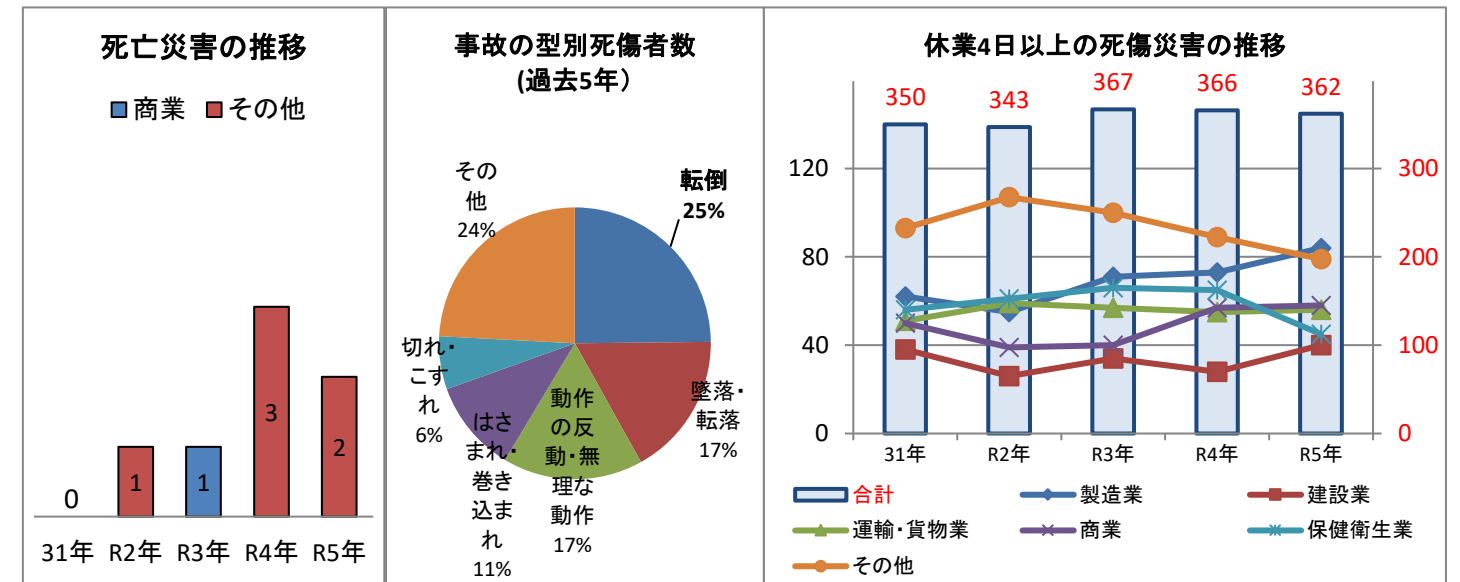
- 1 最低賃金額について、改正時を中心に、特に地方公共団体、各種団体等の協力も得て、様々な広報・広告媒体を活用し広く周知を図ります。
- 2 最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種・地域及び最低賃金を下回る求人広告を掲載する事業場等を重点とした監督指導を実施します。

Ⅶ 安全確保対策

令和5年における管内の労働災害の発生状況は、新型コロナウイルス感染症への罹患による労働災害を除き、死亡災害が2件(対前年比-1件)、休業4日以上の死傷災害は、362件(-4件)でした。業種別の労働災害発生状況は、製造業は84件(+15.1%)、建設業は40件(+42.9%)、運輸・貨物業は56件(+1.8%)と増加しました。第三次産業全体では172件(-11.8%)と減少しており、そのうち小売業は41件(±0.0%)と変わらず、社会福祉施設は28件(-34.9%)、飲食店では21人(-4.5%)と減少しました。

過去5年間の休業4日以上の労働災害のうち、事故の型別では転倒災害が445人(29%)と最も多く、次いで墜落・転落災害が306件(17%)、動作の反動・無理な動作が299件(17%)、はさまれ・巻き込まれが196件(11%)となっています。

令和6年度は「第14次労働災害防止計画」(通称「14次防」)の2年度目となります。計画においては達成すべき目標を「死傷災害を令和4年と比較して令和9年までに5%以上減少させる」ことを掲げております。基本目標の下、14次防初年度の目標達成に向けて死傷災害を減少させるべく「Safe Work TOKYO」の下、「トップが発信! みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」」をキャッチフレーズに引き続き労働災害の撲滅に向けた取組みを進めるため、全ての関係者が認識を共有して安全衛生活動の促進を図ります。



とりくみ

- 1 労働者の作業行動に係る労働災害防止対策及び高齢労働者への労働災害防止対策を推進します。具体的には基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知。骨密度、ロコモ度、視力等の転倒災害の発生リスクの「見える化」の手法の周知を図ります。
- 2 製造業を中心とした機械災害防止に向けて、機械の本質的な安全対策及び機能安全を通じて、現場の作業者が被災するリスクを低減させる取組の推進を図ります。
- 3 建設業、林業を中心とした墜落・転落災害防止に向けて、注文者及び事業者による足場の点検の実施、足場の組立・解体作業時における墜落制止用器具の使用の徹底、改正労働安全衛生規則等の周知、現場着工時指導等の強化を図ります。
- 4 全業種において「職場における腰痛予防対策指針」に基づく予防対策の促進。介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入など腰痛予防対策の周知を図ります。



Ⅷ 健康確保対策

過重労働による健康障害防止対策、ストレスチェックをはじめとするメンタルヘルス対策、化学物質規制に係る改正政令等、近年法改正が進んでいます。

とりくみ(次頁へ続く)

- 1 過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会とするため、長時間労働の削減のための取組及び長時間労働者に対して行う医師の面接指導制度の確立及びストレスチェック制度の履行確保をはじめとした、メンタルヘルス対策の取組の推進を図ります。